

1. 件名

三菱原子燃料（株）における加工事業変更許可等に関する面談

2. 日時

令和5年7月20日（木）13時30分～15時00分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、

内海安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

三菱原子燃料株式会社

安全・品質保証部 部長 他10名

5. 要旨

○三菱原子燃料株式会社から、資料に基づき、以下の事項について相談があった。

- ・事業所外から譲り受ける核燃料物質の取扱いに係る計画の実施の可否
- ・コールドトラップ（小）の温度計の更新に伴う設計及び工事の計画（以下「設工認」という。）の変更要否
- ・核燃料物質を取り扱う台車等の移動範囲の変更による設工認の変更要否

○原子力規制庁から、主に以下のとおり伝えた。

- ・本日の説明では、相談内容についての可否や設工認の変更要否を規制庁が判断するための情報が不足しているため、全ての相談内容について、主に以下の事項について追加の説明が必要である。
- ・事業所外から譲り受ける核燃料物質の取扱いについては、既許可の範囲内の事業に該当するのか、既許可に記載の核燃料物質の受入仕様や加工の方法と比較し説明すること。
- ・コールドトラップ（小）の温度計の更新に伴う設工認の変更要否については、既認可の設工認の記載に対する変更の有無を具体的に説明するとともに、更新する設備の仕様や性能が、既設の設備と同等以上のものであることを説明すること。
- ・台車等の移動範囲の変更については、当該台車等が核燃料物質を取り扱う設備であることから、許可の方針を踏まえて実施していた既認可の設工認における臨界安全評価の内容を確認し、当該評価に対しての影響の有無を説明すること。

- ・なお、本日の相談内容については、判断に必要な事項が説明された後、規制庁において既許可や既認可の適合性への影響の有無等に係る確認を進め、結果については、行政相談の場において改めて伝えることとする。

○三菱原子燃料株式会社から、承知した旨の回答があった。

6. 配布資料

資料 1 : MSR-23-010 事業所外から譲り受けた核燃料物質の取り扱いについて

資料 2 : MSR-23-002 温度計の方式変更について

資料 3 : MSR-23-003 組立工場の台車等の移動範囲変更について

以上